

(仮称) 滋賀県子ども・青少年総合計画報告書(概要)

淡海子ども・若者プラン ~子育て三方よし 生まれる前から自立まで~

H21.11.09 (仮称) 滋賀県子ども・青少年総合計画策定協議会

第1章 計画の策定にあたって

1 淡海子ども・若者プランの策定について

(1) 計画策定の背景と趣旨

この計画は、少子化や家庭環境の変化など子ども・若者を取り巻く現状を踏まえ、子どもが生まれる前から自立するまでの子ども・若者育成支援施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

(2) 計画の性格

- ・次世代育成支援対策推進法第9条第1項に規定される「都道府県行動計画」
- ・母子及び寡婦福祉法第12条に規定される「母子家庭及び寡婦自立促進計画」
- ・滋賀県青少年育成長期構想「新・アクティクスプラン」の見直し計画
- ・「滋賀県基本構想」をはじめとして、本県の関係計画、指針等と整合した計画

(3) 計画の期間

平成22年度から平成26年度までの5年間

2 子ども・若者、家庭をめぐる滋賀県の現状と課題

<少子化の進行>

- ・合計特殊出生率：1.45(H20) (全国：1.37)
- ・年少(15歳未満)人口の割合：15.5%(H17) 10.9%(H47)
- ・理想の子どもの数(平均2.66人)と現実の子どもの数(平均2.08人)のギャップ

<子育てや子ども・若者を取り巻く現状と課題>

- ・育児に不安やストレスを感じている保護者の増加
- ・子育て家庭と地域とのつながりの弱まり
- ・児童虐待相談件数は増加傾向 2335件(H20、18歳未満人口の約1%)
- ・仕事と子育ての両立が難しい職場環境
- ・保育所待機児童数：411人(H21.4.1)
- ・インターネット、携帯電話を悪用した犯罪やトラブルなどに子どもが巻き込まれる危険性の増大
- ・若者の高い失業率：全国の15~34歳の完全失業率 7.8%(H21.8)
- ・ニートの増加：全国で64万人(H20)
- ・地域活動に参加している若者は少ない。(参加している：11.8%、H21県調査)

<ひとり親家庭を取り巻く現状と課題>

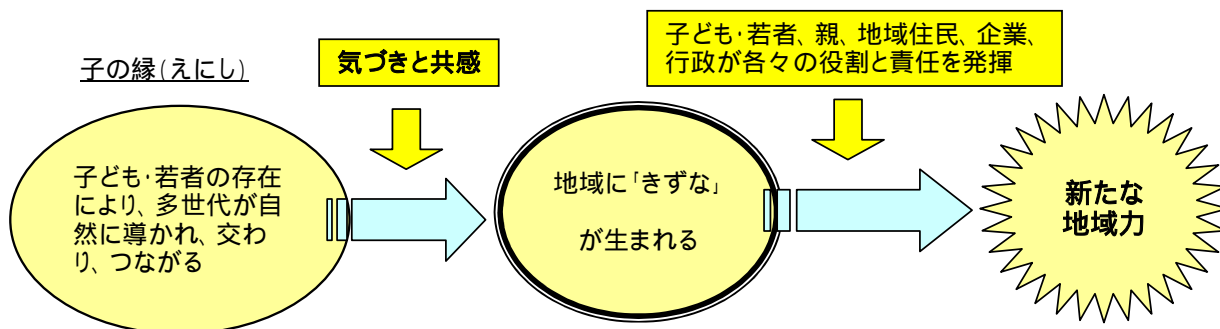
- ・離婚による母子家庭の増加(養育費を受けているのは1/4)
- ・母子家庭の母の勤労収入(平均186万円)は、一般世帯の勤労収入(平均382万円)に比べて低く、過半数がパート・アルバイトなど非正規雇用者として働いている。
- ・生活や就労の支援に関する施策に対する認知度が低い。

第2章 計画の基本的考え方

基本理念

子どもや若者とともに紡ぎ出す地域力を活かして、「育ち・育てる環境づくり」を進め、喜びや幸せを分かち合いながら、次代を担う子ども・若者が輝く“しが”の実現をめざします。

【子どもや若者とともに紡ぎ出す地域力を活かす】



【「育ち・育てる環境づくり」】

子ども・若者が、人権を尊重され、自己肯定感を育みながら、夢を持って健やかに育つことができる環境づくり

保護者が、子どもを安心して育てることができ、子育てを通じて保護者自身も成長することができる環境づくり

地域が、子ども・若者とともに成長し、地域に明るさと活力が生まれる環境づくり

次代を担う子ども・若者が輝く“しが”

子ども・若者

自然や地域社会との関わりの中で、愛情に包まれ、自ら持つ力を十分発揮しながら、未来を拓く力をはぐみ、たくましく生きています。

保護者

仕事と家庭・地域生活との両立など、自己の価値観に基づく多様な生き方が受け入れられ、安定した生活をおくる中で、子どもに愛情を注ぎ、幸せを感じながら、責任をもって育てています。

地域

子ども・若者が原動力となって、地域の人々が互いに関わり、支え合う力を磨き、子ども・若者をはじめとする全ての世代が生き生きと輝く、個性ある地域が生まれています。

施策の基本的視点

- (1) 子ども・若者にとっての幸せを第一に考える。
- (2) 将来の親を育てる。
- (3) 子育て家庭の視点に立った施策を推進する。
- (4) 子どもが生まれる前から自立するまで、切れ目ない施策を推進する。
- (5) 子ども・若者育成支援施策の量の拡充と質の向上を図る。
- (6) 特別に支援が必要な子ども・若者とその家庭に対するきめ細かい支援を行う。
- (7) 社会全体で子育て・子育てを支える。
- (8) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現を推進する。
- (9) 地域の実情を踏まえ、「滋賀らしさ」を活かした取り組みを進める。

第3章 基本目標と具体的施策の推進

1 子ども・若者育成のための社会環境づくり

子ども・若者の育成支援についての理解の促進
子育てをしながら働くことができる職場環境づくり
子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり

【具体的取り組み例】

- ・社会全体で子ども・若者の育成支援に取り組む意義等についての意識啓発
- ・仕事生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた意識啓発や雇用環境の整備

2 子ども・若者の成長に応じた切れ目ない施策の推進

<重点>

子どもが生まれる前からの親育て、親支援を通じたよりよい家庭環境づくり
生涯にわたる生活や学び、自立の基礎となる遊び、体験の機会の確保
保育所や放課後児童クラブなど仕事と家庭の両立を支える施策の量の拡充と質の向上
自己肯定感を高めながら学力を身につけ、心の豊かさを育む学校教育等の充実
将来の自立に向けた就業意識の醸成、就業支援の充実

生まれる前から乳幼児期（～6歳）
子どもが生まれる前、生まれてからの支援の充実
地域における子育て支援の充実
幼児期における教育の充実
学童期（6～12歳）
地域における子育て支援の充実
「生きる力」を育む学校教育等の充実
子どもの安全確保に向けた取り組みの推進
思春期（12～おおむね18歳）
子どもが健やかに育つ環境づくり
「生きる力」を育む学校教育等の充実
勤労意識の醸成と就業支援
青年期（おおむね18歳～おおむね30歳）
社会への参画促進
若者の就職支援の充実

【具体的取り組み例】

- ・妊婦健診等の相談体制や周産期医療体制の充実などによる安全・安心な妊娠、出産の確保
- ・小児救急医療体制の充実
- ・地域子育て支援拠点事業や一時預かり事業等の推進、子育て支援人材の育成など、すべて家庭に対する子育て支援の充実
- ・保育の量の拡充と質の向上、病児・病後児保育などの多様な保育ニーズに対応する施策の推進
- ・家庭、保育所、幼稚園、地域などの教育力の向上
- ・放課後児童クラブの量の拡充と質の向上
- ・滋賀の自然や地域資源を活かした多様な学びの場の充実
- ・「健やかな体」、「豊かな心」、「確かな学力」を育む教育の推進
- ・インターネットや携帯電話の使用に関するモラルの育成
- ・勤労観・職業観を養い、社会での自立を目指す支援の充実

3 特別な支援を必要とする子ども・若者に対する施策の推進

<重点>

児童虐待防止総合対策の推進
発達障害のある子どもおよびその家族に対する支援
非行などの課題がある青少年の立ち直り支援

社会的養護を必要とする子どもに対する支援の推進
DV（配偶者からの暴力）防止対策の充実
障害のある子どもに対する支援の充実
外国人の子どもに対する支援の充実
非行防止対策等の推進と心の問題への対応の充実

【具体的取り組み例】

- ・児童虐待防止総合対策の推進
- ・DV防止とDV被害者の自立支援の推進
- ・障害の早期発見、早期治療の推進と障害のある子どもの成長・発達およびその家庭への支援
- ・外国人の子どもに対する学習や健全育成の支援、外国人に対する子育て支援活動の促進
- ・青少年健全育成環境の整備
- ・非行防止、立ち直り支援の推進、子どもに対する相談体制の充実

4 ひとり親家庭の自立を促進する施策の推進

<重点>

養育費についての広報・啓発・相談の充実
仕事と家庭を両立するための子育て支援の推進
ひとり親家庭への情報提供、ひとり親家庭に対する理解促進のための広報・啓発の推進

真の自立をめざし生活の安定および向上を図る就業支援
仕事と家庭を両立するための子育て支援
生活基盤である住宅の確保のための支援
生活の安定と自立を可能にするための経済的支援
心のケア等も含め、それぞれの家庭の実情に応じた相談・支援を実施していくための体制づくり
ひとり親家庭への情報提供およびひとり親家庭への理解を促進するための企業や県民等に向けた広報・啓発

【具体的取り組み例】

- ・ニーズに応じた就職情報、職業あっせんおよび能力開発の支援の推進
- ・ひとり親家庭についての理解の促進や、企業・団体等における雇用機会の創出のための広報・啓発の推進
- ・児童扶養手当、母子および寡婦福祉資金の貸付などの経済的支援の推進や養育費についての広報・啓発・相談の実施
- ・ひとり親家庭に対する相談・支援体制の充実と施策の周知徹底

第4章 計画の推進に向けて

この計画を実効性のあるものにするため、県、市町、家庭、学校等、企業、県民がそれぞれの役割を果たしながら、主体的に取り組めます。
滋賀県子ども・青少年施策推進本部を中心とした関係部局の相互の連携をはじめ、国、市町、企業や民間団体等との連携を図ります。
PDCAサイクル（計画・実施・評価・改善）の考えに基づき、毎年度、施策の点検評価と進行管理を行い、必要に応じて計画を見直します。

【主な数値目標】

淡海子育て応援団事業登録事業所数	現状：728事業所	26年度：1000事業所
地域子育て支援拠点事業実施箇所数	現状：101箇所	26年度：125箇所
平日昼間の保育（3歳未満児数）	現状：7818人	26年度：9862人
放課後児童クラブ利用児童数	現状：7653人	26年度：9596人
しがこども体験学校参加団体数	現状：77団体	26年度：100団体
ヤングジョブセンター滋賀での支援による就業者数	現状：1181人	26年度：1300人
要保護児童の受け入れ可能数	現状：342人	26年度：374人
養育里親登録数	現状：91家庭・142人	26年度：125家庭
相談支援ファイルを作成している市町数	現状：2圏域・8市町	26年度：全市町
あすくる支援プログラム終了率	現状：60.9%	26年度：70%
養育費を受け取っている母子家庭の割合	現状：24.6%	26年度：33%